

令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（まさば及びびごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まさば及びびご まさば太平洋 系群	全ての漁業	左記漁業がまさば及びびごまさば太平洋系群の採捕を行う全ての水域	漁獲量の総量	14,630 トン	770 トン（5%）を県の留保とする